



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 品川リフラクトリーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相川 貢
(コード番号 5351 東証第一部、札証)
問合せ先 取締役常務執行役員 太田 隆明
TEL (03) 6265-1600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役及び監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の責任を法令の限度で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定並びに取締役及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、第 26 条(取締役の責任免除)の新設議案を株主総会に付議するに際しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条～第 25 条 (記載省略) (新 設)	第 1 条～第 25 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

